



# 鳥取県公報

令和7年3月26日（水）  
号外第30号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則（10）（長寿社会課）・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則（11）（子ども発達支援課）・・・・・・・・ 27
	刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（12）（住宅政策課）・・・・・・・・ 41
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（13）（人事企画課）・・・・・・・・ 55
	職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改 正する規則（14）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（15）（住宅政策課）・・・・・・・・ 57
	鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則 （16）（警察本部交通企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
	鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例施行規則を廃止する規則 （17）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
	介護福祉士等修学資金貸与規則を廃止する規則（18）（長寿社会課）・・・・・・・・ 61

———公布された規則のあらまし———

## ◇鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則

## 1 規則の制定理由

県内における介護福祉士の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受ける者であって、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対し、新たに修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度を創設する。

## 2 規則の概要

(1) 目的	県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受ける者であって、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸し付けることにより、県内における介護福祉士の充実を図ることを目的とする。
(2) 修学生の資格	修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。 ア 介護福祉士養成施設において公共職業訓練（訓練科が介護福祉士養成科であり、訓練期間が2年間のものに限る。）を受けている者であること。 イ 将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者であること。 ウ 過去に修学資金の貸付けを受けた者でないこと。
(3) 修学資金の額等	ア 修学資金の額は、月額5万円とする。 イ 修学資金の貸付期間中の各年度の最初の月分の貸付月額には、修学に必要な教材の購入に充てる資金として、8万円を加算する。 ウ 修学資金の貸付けは、無利子とする。
(4) 貸付申請	修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書に、必要書類を添えて、知事が別に定める日までに申請しなければならない。
(5) 修学資金の貸付け	修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要があると認めたときは、2月分以上をまとめて貸し付けることができる。
(6) 借用証書の提出	修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、修学資金の貸付けが終了したとき又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書及び返還明細書を知事に提出しなければならない。
(7) 修学資金の返還	修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める日の属する月の翌月から修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。 ア 修学資金の貸付けを打ち切られたとき。 打切りの事由のいずれかに該当することとなった日 イ 公共職業訓練を修了したとき（ア又はウに該当する場合を除く。）。 修了した日から1年を経過する日 ウ 公共職業訓練を修了した場合において、次のいずれかに該当するときは（アに該当する場合を除く。）。 その該当することとなった日 （ア） 県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事する意思がなくなったと認められたとき。 （イ） 介護福祉士業務等以外の事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、介護福祉士業務等に従事できなくなったとき。
(8) 返還債務の履行の猶予	ア 知事は、借受者が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。 （ア） 修学資金の貸付けを打ち切られた後も引き続き養成施設で公共職業訓練を受けて

	<p>いるとき。</p> <p>(イ) 県内等において介護福祉士業務等に従事しているとき。</p> <p>(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき。</p> <p>(エ) その他特に理由があると認められるとき。</p> <p>イ アによる猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、返還猶予申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>ウ 知事は、イの返還猶予申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めるときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。</p>
(9) 返還債務の免除	<p>修学資金の返還及び利息の支払の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。</p>
(10) 施行期日	<p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>

◇鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則

1 規則の制定理由

県内における発達障害児に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、県立総合療育センター、県立鳥取療育園又は県立中部療育園（以下これらを「県立療育機関」という。）において発達障害児に対する診療の業務に従事する任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い県外から転入したものに對し、発達障害児に対する医療に係る研究に必要な資金を貸し付ける発達障がい児医療研究資金貸付制度を創設する。

2 規則の概要

(1) 目的	<p>新たに県立療育機関において医師として発達障害児の診療に従事する医師であって、当該従事に伴い、転入（新たに県内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）をしたものに対し、当該診療に係る研究に必要な発達障がい児医療研究資金（以下「研究資金」という。）を貸し付けることにより、県内における発達障害児の診療に従事する医師の確保と医療水準の向上を図ることを目的とする。</p>
(2) 借受者の資格	<p>研究資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。</p> <p>ア 県立療育機関において発達障害児に対する診療の業務に従事する任期の定めのない常勤の医師（以下「県立療育機関の常勤医師」という。）であって、当該医師の職への採用に伴い転入したものであること。</p> <p>イ 過去に研究資金の貸付けを受けたことがない者であること。</p> <p>ウ 鳥取県から研究資金以外の貸付金を借り受け、その返還の免除を受けていない者でないこと。</p> <p>エ 鳥取県以外のものから研究資金と性質が類似する貸付金を借り受けて、その返還を終え、又は返還の免除を受けていない者でないこと。</p>
(3) 研究資金の額等	<p>ア 研究資金の額は、300万円とする。</p> <p>イ 研究資金の貸付期間は、貸付けを行った日の属する月から研究資金の貸付けに係る研究が終了する日の属する月までとする。ただし、当該期間は、36月以内でなければならない。</p> <p>ウ 研究資金の利率は、貸付けの決定を行った日における利息制限法第1条第3号に定める利率とする。</p>
(4) 貸付申請	<p>ア 研究資金の貸付けを受けようとする者は、研究資金貸付申請書に誓約書その他必要な書類を添えて、知事が別に定める日までに申請しなければならない。</p>

	<p>イ 知事は、アの研究資金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、研究資金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>ウ 研究資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。</p>
(5) 研究資金の貸付け	研究資金は、(4)イの通知を受けた者（以下「借受者」という。）の請求により、その全額を一括して貸し付けるものとする。
(6) 借用証書の提出	借受者は、研究資金の貸付けを受けたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(7) 研究資金の返還	<p>借受者は、次に掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括して研究資金の返還及び利息の支払に係る債務（以下「返還債務」という。）の履行をしなければならない。</p> <p>ア 研究資金の貸付期間が終了したとき。</p> <p>イ 県立療育機関の常勤医師でなくなったとき。</p> <p>ウ 死亡したとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が、研究資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認めたとき。</p>
(8) 返還債務の履行の猶予	<p>ア 知事は、借受者が貸付期間の末日から、引き続き県立療育機関の常勤医師として在職する間は、返還債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>イ アの場合のほか、知事は、借受者が次のいずれかに該当するときは、必要な期間、返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(ア) 自らの妊娠、出産又は3歳未満の子の育児を理由として県立療育機関を退職したとき。</p> <p>(イ) 県立療育機関を退職した後、災害、疾病その他やむを得ない理由により、返還債務の履行が困難となったとき。</p> <p>(ウ) その他特に理由があると知事が認めるとき。</p>
(9) 返還債務の免除	返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(10) 施行期日	この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## ◇刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

## 1 規則の制定理由

刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の規則中懲役及び禁錮について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県建築士法施行細則

イ 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則

ウ 鳥取県災害救助法施行細則

エ 鳥取県営鳥取空港管理規則

オ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

カ 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則

キ 鳥取県自然環境保全条例施行規則

ク 職員の退職手当の支給に関する規則

ケ 鳥取県青少年健全育成条例施行規則

- コ 鳥取県児童福祉法施行細則
- サ 鳥取県統計調査条例施行規則
- シ 鳥取県漁業調整規則
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和7年6月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由  
在宅勤務等手当の新設に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 現業職員に支給する在宅勤務等手当の額については、職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例によることとする。
  - (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由  
鳥取県行政手続条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 定義等について定めた規定中引用する鳥取県行政手続条例の条項を改める。
  - (2) 施行期日は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第2条の規定の施行の日とする。

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由  
鳥取県建築基準法施行条例の一部が改正され、新たに手数料の徴収を行う事務が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 建築計画概要書又は築造計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付を求めようとする者は、知事にその交付を申請できるものとし、その申請に係る申請書の記載事項を定める。
  - (2) 県の申請に係る道路位置指定に係る事務及び建築計画概要書等の写しの交付に係る事務の手数料は、免除するものとする。
  - (3) 公営住宅に係る事務及び国又は地方公共団体の建築物（鳥取県のものを除く。）に係る事務の手数料の減免を廃止する。
  - (4) その他所要の規定の整備を行う。
  - (5) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由  
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、自動車の保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
  - (1) 手数料を免除することができる事務から、自動車の保管場所標章の交付等の事務を削除する。
  - (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

## ◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則を廃止する規則

## 1 規則の廃止理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部が改正され、個人番号を利用することができる事務等に関し必要な事項が条例で定められたことに伴い、個人番号を利用することができる事務等に関し必要な事項を定めていた規則を廃止する。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

## ◇介護福祉士等修学資金貸与規則を廃止する規則

## 1 規則の廃止理由

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対する修学資金の全ての返還が完了したことに伴い、当該修学資金に関し必要な事項を定めていた規則を廃止する。

## 2 規則の概要

- (1) 介護福祉士等修学資金貸与規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

# 規 則

鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第10号

### 鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、県内の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。以下「養成施設」という。）において、公共職業訓練（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練をいう。以下同じ。）を受けている者であって、将来県内において介護福祉士（法第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。）の業務に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内の介護福祉士の充実に資することを目的とする。

(借受者の資格)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 養成施設における公共職業訓練（訓練科が介護福祉士養成科であり、訓練期間が2年間のものに限る。）を受けている者であること。
- (2) 将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 過去に修学資金の貸付けを受けた者でないこと。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金の額は、月額5万円（貸付期間中の各年度の初月分は、修学に必要な教材の購入に充てる資金として、当該額に8万円を加算した額）とする。

- 2 修学資金の貸付期間は、その貸与を受けることとなる日の属する月から公共職業訓練を修了する日の属する月までとする。
- 3 修学資金の貸付けは、無利子とする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、県内に居住する者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の修学資金貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(修学資金の貸付け)

第7条 修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要があると認めたときは、2月分以上をまとめて貸し付けることができる。

(貸付けの打ち切り)

第8条 修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切る。この場合において、当該修学生がその日の属する月の翌月以降の月の分の修学資金の貸付けを既に受けているときは、直ちにこれを返還しなければならない。

- (1) 公共職業訓練を修了せず、養成施設を退学したとき。
- (2) 養成施設における学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けを打ち切ったときは、修学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は前条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書（様式第3号）及び返還明細書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の返還)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日（次条第1項の規定により債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間が満了する日）の属する月の翌月から修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。 同項各号のいずれかに該当することとなった日
- (2) 公共職業訓練を修了したとき（前号又は次号に該当する場合を除く。）。 修了した日から1年を経過する日
- (3) 公共職業訓練を修了した場合において、次のいずれかに該当するとき（第1号に該当する場合を除く。）。 その該当することとなった日
  - ア 県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事する意思がなくなると認められたとき。
  - イ 介護福祉士業務等以外の事由により死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、介護福祉士業務等に従事できなくなったとき。

2 前項の規定は、返還期日前に修学資金を返還することを妨げない。

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学資金の貸付けを打ち切られた後も引き続き養成施設における公共職業訓練を受けているとき。
- (2) 県内等において介護福祉士業務等に従事しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき。
- (4) その他特に理由があると認められるとき。

2 前項の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の返還猶予申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

(返還債務の免除)

第12条 修学資金の返還に係る債務の免除（以下「返還免除」という。）については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。

2 返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の返還免除申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第13条 借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その返還すべき修学資金の金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 借受者（修学生を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。届出書（様式第7号）
  - (2) 退学したとき。届出書（様式第8号）
  - (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。届出書（様式第9号）
  - (4) 修了したとき。届出書（様式第10号）
  - (5) 介護福祉士の登録をしたとき。届出書（様式第11号）
  - (6) 県内等において介護福祉士業務等に従事したとき。届出書（様式第12号）
  - (7) 就業場所を移転したとき。届出書（様式第13号）
  - (8) 介護福祉士業務等を廃止したとき。届出書（様式第14号）
  - (9) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。届出書（様式第15号）
- 2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、届出書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。
- 3 借受者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定等その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、届出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

介護福祉士修学資金貸付申請書

職 氏名 様

下記のとおり修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号  
 住所  
 申請者 氏名 ④  
 年 月 日生  
 電話番号

記

貸付希望期間	年 月から 年 月まで
公共職業訓練の名称	
養成施設の名称及び所在地	郵便番号 電話番号 課程・学科名
学年	第 学年

上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸与を受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

郵便番号  
 住所  
 連帯保証人 氏名 ④  
 年 月 日生  
 本人との関係

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号（第5条関係）

誓約書

職 氏名 様

修学生として決定された上は、介護福祉士として必要な知識及び技能の修得に励み、公共職業訓練修了後1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、県内で介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務に従事することを誓います。

年 月 日

住所

氏名



備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第9条関係）

介護福祉士修学資金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金 円也



私は、借受者として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

借受者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

私は、 が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号（第9条関係）

介護福祉士修学資金返還明細書

決 定 番 号	第 号	返 還 総 額			
ふ り が な 氏 名					
養 成 施 設 の 名 称	課 程 ・ 学 科 名				
借 受 終 了 期 日		借 受 終 了 理 由	修了・辞退・打切り 死亡・その他		
返 還 方 法	月賦払い・半年賦払い	返 還 期 間			
第 1 回 返 還 期 日		第 1 回 返 還 額			
毎 月 ( 期 ) の 返 還 期 日		毎 月 ( 期 ) の 返 還 額			
最 終 回 の 返 還 日		最 終 の 返 還 額			
借 受 金 額 内 訳	借 受 期 間	借 受 月 数	借 受 金 額		
	年 月 から 年 月 まで				
	年 月 から 年 月 まで				
	年 月 から 年 月 まで				
			借 受 期 間	借 受 月 数	借 受 金 額
			[加算] 年 月		
			[加算] 年 月		
			合 計		
			月		円
本 人	修 了 後 の 連 絡 先 (該当するものにレ印)	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 就 業 先 ( 施 設 名 )			
	住 所	郵便番号 電話番号			
連 帯 保 証 人	氏 名				
	住 所	郵便番号 電話番号			
	生 年 月 日		本 人 と の 関 係		
職 氏 名 様 修学資金を上記のとおり返還します。 年 月 日 修学生氏名 ㊟ 連帯保証人氏名 ㊟					

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第11条関係）

介護福祉士修学資金返還猶予申請書

職 氏 名 様

修学資金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

連帯保証人 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号
借 受 額	円
返 還 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 済 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 済 額	円
希 望 返 還 猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 猶 予 額	円
理 由	

様式第6号（第12条関係）

介護福祉士修学資金返還免除申請書

職 氏 名 様

修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住所

氏名

電話番号

記

決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで
借 受 額	円
返 還 済 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 済 額	円
返 還 免 除 希 望 額	円
理 由	

様式第7号（第14条関係）

介護福祉士修学資金借受者氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

下記のとおり氏名（住所）を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
借受者 住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号	
変 更 事 項	旧	新
郵 便 番 号		
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		

様式第8号（第14条関係）

## 介護福祉士養成施設退学届

職 氏 名 様

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

## 記

決 定 番 号	第 号
退 学 し た 養 成 施 設 の 名 称	課程・学科名
退 学 時 の 学 年	第 学 年
退 学 期 日	年 月 日

様式第9号（第14条関係）

介護福祉士修学資金辞退届

職 氏 名 様

下記の理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号
養 成 施 設 の 名 称	課程・学科名
借 受 済 期 間	年 月分から 年 月分まで
借 受 済 総 額	円
辞 退 理 由	

様式第10号（第14条関係）

## 公共職業訓練修了届

職 氏 名 様

下記のとおり修了しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

## 記

決 定 番 号	第 号
養 成 施 設 の 名 称	課 程 ・ 学 科 名
修 了 年 月 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

養成施設の長



様式第11号（第14条関係）

介 護 福 祉 士 登 録 届

職 氏 名 様

下記のとおり介護福祉士の登録をいたしましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	

備考 介護福祉士登録証の写しを添付すること。

様式第12号（第14条関係）

介 護 福 祉 士 業 務 等 就 業 届

職 氏 名 様

下記のとおり就業しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号
就 業 施 設 の 名 称	
就 業 施 設 の 所 在 地	郵便番号 電話番号
職 種	
就 業 の 期 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名  
雇用主氏名 ㊟

様式第13号（第14条関係）

介護福祉士業務等就業場所移転届

職 氏 名 様

下記のとおり就業場所を移転しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号		第 号	
変 更 期 日		年 月 日	
就 業 の 場 所	変 更 事 項	旧	新
	郵 便 番 号		
	所 在 地		
	名 称		
	電 話 番 号		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名  
雇用主氏名



様式第14号（第14条関係）

介護福祉士業務等廃止届

職 氏 名 様

下記のとおり業務を廃止しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号	第 号
就 業 施 設 の 名 称	
職 種	
業 務 廃 止 の 期 日	年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名  
雇用主氏名 ㊟

様式第15号（第14条関係）

介護福祉士修学資金連帯保証人氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

下記のとおり連帯保証人が氏名（住所）を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

決 定 番 号		第 号	
連 帯 保 証 人	変 更 事 項	旧	新
	郵 便 番 号		
	住 所		
	氏 名		
	電 話 番 号		

様式第16号（第14条関係）

介護福祉士修学資金借受者死亡届

職 氏 名 様

下記のとおり借受者が死亡しましたので、届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

記

氏 名		
決 定 番 号	第 号	
養 成 施 設 又 是 就 業 施 設	名 称	課程・学科名
	所 在 地	郵便番号 電話番号
死 亡 期 日	年 月 日	
死 亡 原 因		

備考 死亡を証する書類を添付すること。

様式第17号（第14条関係）

介護福祉士修学資金連帯保証人変更届

職 氏 名 様

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

借受者

氏 名

電話番号

記

決 定 番 号		第 号	
旧 保 証 人	住 所	郵便番号	電話番号
	氏 名		
新 保 証 人	住 所	郵便番号	電話番号
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日
	本 人 と の 関 係		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

備考 変更理由の欄に記載した事実を証する書面を添付すること。

介護福祉士修学資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人氏名

㊞

鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第11号

鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、新たに鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園又は鳥取県立中部療育園（以下これらを「県立療育機関」という。）において医師として発達障害児（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。）の診療に従事する医師であつて、当該従事に伴い、転入（新たに県内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）をしたものに対し、当該診療に係る研究に必要な発達障がい児医療研究資金（以下「研究資金」という。）を貸し付けることにより、県内における発達障害児の診療に従事する医師の確保と医療水準の向上を図ることを目的とする。

(研究資金の借受者の資格)

第2条 研究資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 県立療育機関において発達障害児に対する診療の業務に従事する任期の定めのない常勤の医師（以下「県立療育機関の常勤医師」という。）であつて、当該医師の職への採用に伴い転入したものであること。
- (2) 過去に研究資金の貸付けを受けた者でないこと。
- (3) 鳥取県から研究資金以外の貸付金を借り受け、その返還を終え、又は返還の免除を受けていない者でないこと。
- (4) 鳥取県以外のものから研究資金と性質が類似する貸付金を借り受けて、その返還を終え、又は返還の免除を受けていない者でないこと。

(研究資金の額等)

第3条 研究資金の額は、300万円とする。

- 2 研究資金の貸付期間は、貸付けを行った日の属する月から研究資金の貸付けに係る研究が終了する日の属する月までとする。ただし、当該期間は、36月以内でなければならない。
- 3 研究資金の利率は、第6条の通知の日における利息制限法（昭和29年法律第100号）第1条第3号に定める利率とする。

(連帯保証人)

第4条 研究資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、1人とし、研究資金の貸付けを受けようとする者と生計を一にする者以外の成年者であつて、研究資金の返還及び利息の支払の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(貸付申請)

第5条 研究資金の貸付けを受けようとする者は、研究資金貸付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 転入をしたことを証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の研究資金貸付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、研究資金を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(研究資金の貸付け)

第7条 研究資金は、前条の規定による通知を受けた者（以下「借受者」という。）の請求により、その全額を一括して貸し付けるものとする。

- 2 前項の請求は、研究資金貸付請求書（様式第3号）により行うものとする。

(借用証書の提出)

第8条 借受者は、研究資金の貸付けを受けたときは、直ちに借用証書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（研究資金の返還）

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日（次条第1項又は第2項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にあつては、当該猶予された期間を経過した日）の属する月の翌月の末日までに、一括して研究資金の返還及び次項の規定による利息の支払に係る債務（以下「返還債務」という。）の履行をしなければならない。

- （1） 研究資金の貸付期間が終了したとき。
- （2） 県立療育機関の常勤医師でなくなったとき。
- （3） 死亡したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、知事が、研究資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認めるとき。

2 前項の利息は、研究資金の貸付けを受けた日の翌日から前項各号に掲げる事由が生じた日までの日数（研究資金の貸付けを受けた日の翌日から第3条第2項の貸付期間の終了する日までの日数を超えるときは、当該日数）に応じて第3条第3項に規定する利率により計算した額とする。この場合において、対象となる期間内に閏年じゅんの日が含まれる場合にあつても1年を365日として計算するものとする。

（返還債務の履行の猶予）

第10条 知事は、借受者が貸付期間の末日から、引き続き県立療育機関の常勤医師として在職する間は、返還債務の履行を猶予するものとする。

2 前項に定める場合のほか、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- （1） 自らの妊娠、出産又は3歳未満の子の育児を理由として県立療育機関を退職したとき。
- （2） 県立療育機関を退職した後、災害、疾病その他やむを得ない理由により、返還債務の履行が困難となったとき。
- （3） その他特に理由があると知事が認めるとき。

3 前項の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする借受者は、研究資金返還猶予申請書（様式第5号）に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、申請書を提出した者に対してその結果及び返還債務の履行を猶予する場合にあつては、当該猶予する期間を通知するものとする。

（返還の免除）

第11条 返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 条例の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、研究資金返還免除申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還債務の免除をすると決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（延滞金）

第12条 借受者は、正当な理由がなく返還債務を履行すべき日までに履行しなかったときは、履行すべき日の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、その返還債務の額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。

（届出）

第13条 借受者は、研究を終えたときは研究終了届（様式第7号）を直ちに知事に提出しなければならない。

2 借受者は、返還債務の履行を終え、又は返還債務の免除を受けるまでに、第1号若しくは第2号に該当する

こととなったときは届出書（様式第8号）を、第3号に該当することとなったときは返還猶予事由消滅届（様式第9号）を、直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 第10条第2項の規定による猶予を受けた事由が消滅したとき。

3 借受者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の申立てその他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

研究資金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県発達障がい児医療研究資金の貸付けを受けたいので、鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申 請 金 額		3,000,000 円		
申 請 者	ふりがな			
	氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	現 住 所	郵便番号( ) 電話番号( )		
勤 務 しよ うと する 県 立 療 育 機 関	名 称			
	診療開始年月日	年 月 日		
連 帯 保 証 人	ふりがな			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	現 住 所	郵便番号( ) 電話番号( )		
	職 業		年収(税込み)	
	勤 務 先		申請者との関係	

上記の申請により研究資金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名

Ⓜ

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(裏)

申請の理由 (研究の題名及び内容を併せて記載すること。)	
	他の研究資金等の貸付けを受けている場合はその名称

様式第2号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

借受者として決定された上は、鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則を堅く守り、研究に励むとともに、鳥取県の発達障がい児医療に貢献することを誓います。

住所  
氏名

㊞

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第7条関係）

研究資金貸付請求書

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則の規定に基づく研究資金を、下記のとおり貸し付けてください。

住所  
氏名

記

請求額	金3,000,000円	
振込先金融機関	金融機関名	支店名
振込口座	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	名義人氏名	

様式第4号（第8条関係）

借用証書

収入印紙

借用金額

金 3,000,000 円也

私は上記の額の研究資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則の規定に従い滞りなく返還します。

借 受 者 郵便番号

住所

氏名

㊞

電話番号

私は が研究資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住所

氏名

㊞

電話番号

年 月 日

鳥取県知事 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第10条関係）

## 研究資金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

借受者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

研究資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還期限	年 月
希望の返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予額	円
理由	

備考 第10条第2項第1号に該当する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠、出産及び育児に係る期間を通算して記入することができる。

添付書類

- 1 理由が妊娠、出産又は育児を理由とする退職の場合にあつては、母子手帳の写し
- 2 理由が1以外の場合にあつては、当該理由に該当することを証する書類

様式第6号（第11条関係）

## 研究資金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県発達障がい児医療研究資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借 受 者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号連帯保証人 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

借 受 額	円
希望の返還免除額	円
理 由	

様式第7号（第13条関係）

研究終了届

年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県発達障がい児医療研究資金貸付規則の規定に基づき研究資金の貸付けを受けた研究が終了しましたので、次のとおり届け出ます。

借受者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

研究終了年月日	年 月 日
研究の題名	
研究の内容	

備考 研究の成果が分かる資料を添付すること。

様式第8号（第13条関係）

届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

次のとおり届け出ます。

借受者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

届 出 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借受者に係る変更</li> <li>・連帯保証人に係る変更</li> </ul>	
	氏名 ・ 住所	
届 出 事 項 の 発 生 年 月 日	年 月 日	
届 出 内 容	変更前	
	変更後	
備 考		

備考 届出の事実を証する書面を添付すること。

様式第9号（第13条関係）

返還猶予事由消滅届

年 月 日

鳥取県知事 様

研究資金の返還猶予を受けた事由が消滅したので、次のとおり届け出ます。

借受者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

猶予を受けた事由が 消滅した年月日	年 月 日
内 容	

備考 消滅したことを証する書類を添付すること

様式第10号（第13条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

鳥取県知事 様

連帯保証人を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

旧連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新連帯保証人	郵 便 番 号			
	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
	職 業		年 収 ( 税 込 み )	
	勤 務 先		申 請 者 と の 関 係	
変 更 年 月 日	年 月 日			

研究資金の返還に係る債務を連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 Ⓢ

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第12号**

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県建築士法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>第1号書式(第1条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">2級 木造 建築士免許申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">1</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたことがありますか。</u></td> </tr> <tr> <td>欠格事由</td> <td>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3~5</td> <td>略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p style="text-align: center;">注 略</p> </div>	1	略	2	<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたことがありますか。</u>	欠格事由	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日	3~5	略	<p>第1号書式(第1条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">2級 木造 建築士免許申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">1</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</u> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3~5</td> <td>略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p style="text-align: center;">注 略</p> </div>	1	略	2	<u>禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</u> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日	3~5	略
1	略														
2	<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたことがありますか。</u>														
欠格事由	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日														
3~5	略														
1	略														
2	<u>禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</u> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日														
3~5	略														

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第19号様式の2(第3条の2、第4条の2関係)</p>	<p>第19号様式の2(第3条の2、第4条の2関係)</p>

退職年金失権事由非該当申立書

年 月 日 (職名) を退職した後三年をこえる懲  
禁刑若しくは懲役若しくは禁錮又は退職中の職務に関する犯  
罪により、拘禁刑以上の刑若しくは懲役若しくは禁錮に処せ  
られる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例に  
規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しな  
かったことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 略

第19号様式の3 (第13条の2、第14条の2関係)

退職年金失権事由非該当申立書

年 月 日 (職名) を退職した後三年をこえる懲  
役若しくは禁この刑又は退職中の職務に関する犯罪により、  
禁こ以上の刑に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一  
時金ニ関スル条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべ  
き事由に該当しなかったことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 略

第19号様式の3 (第13条の2、第14条の2関係)

退職年金失権事由非該当申立書

右の者は、年 月 日 (職名) を退職した後死亡ま  
で三年をこえる拘禁刑若しくは懲役若しくは禁錮又は退職中の  
職務に関する犯罪により、拘禁刑以上の刑若しくは懲役若しく  
は禁錮に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関  
スル条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該  
当しなかったことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 略

退職年金失権事由非該当申立書

右の者は、年 月 日 (職名) を退職した後死亡ま  
で三年をこえる懲役若しくは禁この刑又は退職中の職務に関す  
る犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等鳥取県吏員等退職  
年金及退職一時金ニ関スル条例に規定する退職年金を受ける権  
利を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 略

第19号様式の4（第13条の2、第14条の2関係）

遺族年金失権失格事由非該当申立書

年 月 日

氏 名

懲役若しくは禁錮に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関する条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

備考 略

第19号様式の4（第13条の2、第14条の2関係）

遺族年金失権失格事由非該当申立書

年 月 日

氏 名

禁この刑に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関する条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったことを申し立てる。

備考 略

第19号様式の7（第4条の2関係）

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書

年 月 日（罪名）により 拘禁刑 懲役 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日 恩 執行猶予の言渡し（刑）

（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の規定により執行猶予の言渡しがされているものとみなされる場合を含む。）をとり消されることなくその期間 赦 により刑の言渡しの効力が失われたものとされ たものであることを申し立てる。

年 月 日

氏 名

第19号様式の7（第4条の2関係）

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書

年 月 日（罪名）により 禁錮 懲役 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日 恩 執行猶予の言渡しを取 り消されることなくその期間を経過したこと 赦 により刑の言渡 しの効力が失われたものとされたものであることを申し立て る。

年 月 日

氏 名

第19号様式の8 (第14条の2関係)

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則  
第二項に規定する場合の刑に関する申立書

右の者は、 年 月 日 (罪名) により 拘禁刑  
懲役 恩 執行猶予の 年 名

月の刑に処せられたが、 年 月 日 執行猶予の

言渡し (刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二十七条第二項  
又は第二十七条の七第二項の規定により執行猶予の言渡しがさ  
れているものとみなされる場合を含む。) を取り消されることな  
る 赦 により刑の言渡しの効力が失われ  
たものであることを申し出る。

年 月 日 氏 名

第19号様式の8 (第14条の2関係)

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則  
第二項に規定する場合の刑に関する申立書

右の者は、 年 月 日 (罪名) により 禁錮  
懲役 恩 執行猶予の 年 名

月の刑に処せられたが、 年 月 日 執行猶予の  
赦 により  
言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと  
り刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであること  
を申し立てる。

年 月 日 氏 名

第35号様式 (第45条の2関係)

略	三年以下の拘禁刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたこと	無期又は三年を超える拘禁刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたこと		略
		がある。	がない。	

備考 略

第35号様式の2の2 (第45条の2関係)

第35号様式 (第45条の2関係)

略	三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと	無期又は三年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと		略
		がある。	がない。	

備考 略

第35号様式の2の2 (第45条の2関係)

略	遺族年金受給者が三年以下の拘禁刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたこと		刑又は懲役若しくは禁錮に処せられたこと		略
	がある。	がない。	がある。	がない。	
備考 略					

略	遺族年金受給者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと		遺族年金受給者が無期又は三年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたこと		略
	がある。	がない。	がある。	がない。	
備考 略					

(鳥取県災害救助法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県災害救助法施行細則(昭和35年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第7号(第10条関係) (表面) 略 (裏面) 公用令書の交付を受けた者の心得 1~4 略 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は300,000円以下の罰金に処せられる。	様式第7号(第10条関係) (表面) 略 (裏面) 公用令書の交付を受けた者の心得 1~4 略 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の <u>懲役</u> 又は300,000円以下の罰金に処せられる。

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号(第2条関係) (表面) 略 (裏面)	様式第1号(第2条関係) (表面) 略 (裏面)

<p><input type="checkbox"/> 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者が、空港を使用した行為により<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮</u>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。 （官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。 （<input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>更新 <input type="checkbox"/>他空港施設において提出済）</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者が、空港を使用した行為により<u>禁固以上の刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。 （官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。 （<input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>更新 <input type="checkbox"/>他空港施設において提出済）</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
<p>注 略</p> <p>様式第1号の2（第3条関係） （表面） 略 （裏面）</p>	<p>注 略</p> <p>様式第1号の2（第3条関係） （表面） 略 （裏面）</p>
<p><input type="checkbox"/> 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者が、空港を使用した行為により<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮</u>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。 （官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。 （<input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>更新 <input type="checkbox"/>他空港施設において提出済）</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者が、空港を使用した行為により<u>禁固以上の刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。 （官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。 （<input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>更新 <input type="checkbox"/>他空港施設において提出済）</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
<p>注 略</p>	<p>注 略</p>

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 略</p>
--	--

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第15号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面) 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をいたしません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑又は懲役若しくは禁錮</u>に処せられ、その執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>6～11 略</p>	<p>様式第15号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面) 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をいたしません。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、その執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>6～11 略</p>

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第7条 鳥取県自然環境保全条例施行規則（昭和50年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第6号（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>様式第6号（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

(裏 面)	(裏 面)
<p>鳥取県自然環境保全条例<u>抜粋</u></p> <p>(中止命令等)</p> <p>第19条 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第25条 略</p> <p>第37条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>鳥取県自然環境保全条例施行規則<u>抜粋</u></p> <p>(自然保護取締員の権限)</p> <p>第25条 略</p>	<p>鳥取県自然環境保全条例<u>抜すい</u></p> <p>(中止命令等)</p> <p>第19条 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第25条 略</p> <p>第37条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>鳥取県自然環境保全条例施行規則<u>抜すい</u></p> <p>(自然保護取締員の権限)</p> <p>第25条 略</p>

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第25号(第27条関係)</p> <p>(表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合</p> <p>3 略</p> </div>	<p>様式第25号(第27条関係)</p> <p>(表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合</p> <p>3 略</p> </div>
<p>様式第26号(第27条関係)</p>	<p>様式第26号(第27条関係)</p>

(表面) 略 (裏面)	(表面) 略 (裏面)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮</u>に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 略</p> </div> <p>様式第27号（第27条関係）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮以上の刑</u>に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 略</p> </div> <p>様式第27号（第27条関係）</p>
(表面) 略 (裏面)	(表面) 略 (裏面)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮</u>に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 略</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮以上の刑</u>に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分が</p> </div>

<p>公訴を提起しない処分があった場合であつて、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 略</p>	<p>あつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 略</p>
---	--

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第9条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和56年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">様式第4号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">自動販売機等管理者就任承諾書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p> <p>私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">鳥取県青少年健全育成条例(抜粋)</p> <p>(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)</p> <p>第17条 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p> <p>第26条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者</p> <p>3～9 略</p> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>自動販売機等設置者</p> <p>住所</p> <p>氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>	<p style="text-align: center;">様式第4号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">自動販売機等管理者就任承諾書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">略</div> <p>注 略</p> <p>私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)</p> <p>(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)</p> <p>第17条 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p> <p>第26条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者</p> <p>3～9 略</p> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>自動販売機等設置者</p> <p>住所</p> <p>氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>

<p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号             </div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">                 略             </div>	<p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号             </div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">                 略             </div>
--	--

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第10条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育士資格喪失届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">フリガナ</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">本人との関係</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">電 話 番 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">                 略             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">資格を喪失した事由</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。  <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。  <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者</u>   <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に                 </td> </tr> </table>	資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者</u>  <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">保育士資格喪失届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">フリガナ</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 氏 名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">㊤</span></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">本人との関係</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">電 話 番 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">                 略             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">資格を喪失した事由</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。  <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。  <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  <input type="checkbox"/> <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u>  <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に                 </td> </tr> </table>	資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u> <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者</u>  <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に				
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。 <input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障がいにより保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u> <input type="checkbox"/> 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に				

<p style="text-align: center;">処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることが なくなった日から起算して<u>3</u> 年を経過しない者</p> <p>注1 児童福祉法施行規則第6条の34第1号に掲 げる事由に係る届出者は、戸籍法に規定する 死亡又は失踪の届出義務者であること。同条 第2号に掲げる事由に係る届出者は、当該保 育士又は同居の親族若しくは法定代理人であ ること。同条第3号に掲げる事由に係る届出 者は、当該保育士又法定代理人であること。</p> <p>2・3 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第20号（第13条の2関係） 里親資格喪失届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の 資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の 43第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において 準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添え て下記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 本人との関係 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることが なくなった日から起算して<u>2</u> 年を経過しない者</p> <p>注1 児童福祉法施行規則第6条の34第1号に掲 げる事由に係る届出者は、戸籍法に規定する 死亡若しくは失踪<sup>そう</sup>の届出義務者又は法定代理 人であること。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 氏名を自署する場合には、押印を省略する ことができる。</u></p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第20号（第13条の2関係） 里親資格喪失届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の 資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の 43第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において 準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添え て下記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 本人との関係 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
<p style="text-align: center;">略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">資格を喪失 した事由</td> <td> <input type="checkbox"/> 死亡した。  <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。  <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若 しくは禁錮以上の刑に処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者</u>  <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも                 </td> </tr> </table>	資格を喪失 した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若 しくは禁錮以上の刑に処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者</u> <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも	<p style="text-align: center;">略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">資格を喪失 した事由</td> <td> <input type="checkbox"/> 死亡した。  <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。  <input type="checkbox"/> <u>禁錮刑以上の刑に</u>処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者   <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも                 </td> </tr> </table>	資格を喪失 した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> <u>禁錮刑以上の刑に</u> 処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者  <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも
資格を喪失 した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若 しくは禁錮以上の刑に処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者</u> <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも				
資格を喪失 した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいづれ かに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> <u>禁錮刑以上の刑に</u> 処せら れ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなる までの者  <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児 童ポルノに係る行為等の規制 及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律（平成11年法律 第52号）その他国民の福祉に 関する法律で政令で定めるも				

<p>この規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>	<p>この規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>
<p>注1・2 略</p>	<p>注1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>

（鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正）

第11条 鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県統計調査条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">統計法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（守秘義務）</p> <p>第41条 略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;">（2） 略</p> <p style="text-align: center;">（照会及び連絡先）</p> </div>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県統計調査条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（県統計調査の実施）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">統計法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（守秘義務）</p> <p>第41条 略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;">（2） 略</p> <p style="text-align: center;">（照会及び連絡先）</p> </div>

（鳥取県漁業調整規則の一部改正）

第12条 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第61条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、</u></p>	<p>第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月</p>

<p>当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 略</p>
<p>第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p>	<p>第62条 第26条第2項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第9条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第10条の規定(「禁錮刑以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分を除く。)及び第12条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者に係る第5条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3第1号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ無期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、有期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第13号**

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、                      単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特勤手当に準                      ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤                      務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職                      手当の額については、給与条例の適用を受ける者の                      例による。</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、                      単身赴任手当、特勤手当に準ずる手当、時間外                      勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手                      当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額につい                      ては、給与条例の適用を受ける者の例による。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第14号**

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年鳥取県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第3条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合（<u>同条第3項及び第4項</u>の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第3条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第21号）第2条の規定の施行の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条</p> <p>知事が指定する災害により全壊、半壊、一部破損等の被害（以下「被害」という。）を受けた建築物に居住していた者又は被害を受けた建築物、建築設備若しくは工作物（以下「建築物等」という。）の所有者（当該所有者の同居の親族その他これに準ずる者であって知事が認めるものを含む。）が、当該災害の発生の日から知事が指定する日までの期間（以下「申請期間」という。）内に、当該被害を受けた建築物等に代わる建築物等を新築し、又は当該被害を受けた建築物等を増築し、改築し、移転し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をするために条例別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をする場合には、当該申請期間内の申請に係る事務及び当該事務に引き続く一連の同欄に掲げる事務に対する手数料は、免除する。</p> <p><u>2 県の申請に係る条例別表第3の左欄7の項から42の項までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。</u></p> <p>(許可等の申請)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 <u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に係る条例別表第3の左欄1の項から6の2の項までに掲げる事務に対する手数料は、それぞれ同表の右欄に定める額の2分の1の額を減額する。</u></p> <p><u>2</u> 知事が指定する災害により全壊、半壊、一部破損等の被害（以下「被害」という。）を受けた建築物に居住していた者又は被害を受けた建築物、建築設備若しくは工作物（以下「建築物等」という。）の所有者（当該所有者の同居の親族その他これに準ずる者であって知事が認めるものを含む。）が、当該災害の発生の日から知事が指定する日までの期間（以下「申請期間」という。）内に、当該被害を受けた建築物等に代わる建築物等を新築し、又は当該被害を受けた建築物等を増築し、改築し、移転し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をするために条例別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をする場合には、当該申請期間内の申請に係る事務及び当該事務に引き続く一連の同欄に掲げる事務に対する手数料は、免除する。</p> <p><u>3 国又は地方公共団体の建築物に係る条例別表第3の左欄7の項から38の項までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。</u></p> <p>(許可等の申請)</p> <p>第13条 略</p>

<p>(建築計画概要書等の写しの交付)</p> <p><u>第14条 省令第11条の3第1項第1号又は第2号に掲げる書類の写しの交付を求めようとする者は、知事にその交付を申請することができる。</u></p> <p>2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(1) <u>申請者の住所及び氏名（申請者が法人その他の団体である場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに連絡先</u></p> <p>(2) <u>写しの交付を求める書類を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める事項</u></p> <p>(申請書等の提出先)</p> <p><u>第15条 略</u></p>	<p>(申請書等の提出先)</p> <p><u>第14条 略</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察手数料の免除に関する規則（平成17年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(警察手数料の免除)</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">免除事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 条例第2条第1項第47号及び第67号に掲げる事務に係る手数料</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	免除事由	略		4 条例第2条第1項第47号及び第67号に掲げる事務に係る手数料	略	<p>(警察手数料の免除)</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">免除事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 条例第2条第1項第47号から第49号まで及び第67号に掲げる事務に係る手数料</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	免除事由	略		4 条例第2条第1項第47号から第49号まで及び第67号に掲げる事務に係る手数料	略
区分	免除事由												
略													
4 条例第2条第1項第47号及び第67号に掲げる事務に係る手数料	略												
区分	免除事由												
略													
4 条例第2条第1項第47号から第49号まで及び第67号に掲げる事務に係る手数料	略												

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則を廃止する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成28年鳥取県規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。

介護福祉士等修学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

介護福祉士等修学資金貸与規則を廃止する規則

介護福祉士等修学資金貸与規則（平成5年鳥取県規則第50号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。